

寝屋川流域水害対策計画（変更原案）に対する意見に対する回答

平成 25 年 12 月 10 日（火）19:00～ 北河内府民センター 1 階大会議室

【説明会における意見】

	意 見	回 答
1	<ul style="list-style-type: none"> 外水氾濫を抑える代わりに内水浸水が増えるとのことだが、具体的にどの地域の浸水が起こるかわかっているか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 降雨の状況は千差万別で、雨の降り方次第では、場所や程度が変わってくるので詳細にどの地域に浸水が起こるかを特定することはできないと考えております。
2	<ul style="list-style-type: none"> 外水氾濫による浸水被害とそれを回避するためにポンプを調整して発生する内水氾濫による被害を比べて、後者の方が被害が小さいからそうするのは理解できる。しかしその行政判断により、内水浸水が拡大したエリアがあるというのであれば、その住民に対して何らかの補償の対象となるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 運転調整しなければ、河川が破堤する危険が極めて高くなります。 河川が破堤した場合、現況河川の流下能力を超える雨が降ったということであり、いわゆる天災と考えられ、補償の対象とはなりません。ポンプ運転調整ルールは、そういった天災による被害を最小限にする措置であることから、補償の対象とは考えておりません。
3	<ul style="list-style-type: none"> 内水域の浸水域を助長してしまうといった表現だが、本当にそうでしょうか？これまで、河川管理者において河川水位が高くなり溢れてしまうといった場合に、ポンプを止めてほしいという要請が、過去にあったのですか？過去にあったとして今回はそのルールを定めて適正にしていこうといった内容だと思うので、浸水域を助長するという表現はどうか（不適切ではないか）と思います。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでも、河川の整備途上においては現況能力の範囲内で、ポンプ排水を制限する措置が取られており、同じような考え方でポンプ排水の制限はかかっていたと考えています。これまでは河川法の手続きで行っていたものを、特定都市河川の法律により流域全体でルールを定めて取り組むというものです。
4	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ場についていろいろ説明があったが、府のポンプ場（萱島ポンプ場など）の他に市のポンプ場もいろいろある。これらは対象ではないのか？また、寝屋川の治水緑地という表現を職員はするが、打上川緑地・深北緑地と区別しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ運転調整ルールは、河川水位を上げないために行う措置であることから、対象ポンプ場は、一定規模（河川水位に影響が大きい）以上のものとしています。市管理のポンプ場は排水量が小さく、河川水位への影響が小さいため対象外としています。また寝屋川治水緑地は治水施設の名称ですが、公園の名称としては深北緑地となっています。

5	<ul style="list-style-type: none"> 外水氾濫と内水氾濫は同一箇所では起こらないのではないか？まったく同じエリアを対象にした説明図はおかしいのでは？（説明資料 P48） 	<ul style="list-style-type: none"> 外水氾濫エリアと離れたところで内水氾濫が起こるケースもありますが、概念的なマンガ絵の表現としています。外水氾濫被害の甚大さと内水浸水被害との違いを理解してもらうためのものです。
6	<ul style="list-style-type: none"> 打上川治水緑地の貯留により下流側の浸水軽減となっているということは、下流側の住民は理解していない。整備に対する啓発・PR 不足ではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 説明資料（P42、43）にもあるように、同一規模の降雨に対して整備前後の浸水戸数が大幅に減少していることを積極的にPR してまいります。
7	<ul style="list-style-type: none"> 最近の若い人や転入してきた人には、昔おきた大東水害のことを知らない。寝屋川がなぜこんなに高い矢板の堤防になっているのかも知らない。淀川や大和川よりも低いところに住んでいることも知らない。なぜ寝屋川の下流付近でこんな堤防を造っているのか等の説明を丁寧にすべきだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 周知について努めておりますが、治水施設の効果、取組みについて、引続き周知に努めてまいります。
8	<ul style="list-style-type: none"> 学校等での教育をすべき。子供たちが大人になった時に家をどこに建てればよいかわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校4年生を対象に出前講座を実施しており、親御さんも含め理解していただく取り組みをしています。
9	<ul style="list-style-type: none"> 日ごろ合うNPOの連中やアドプト仲間にもこのことを知らないものも多い。このようなスライド資料をCD等に格納して、自治会や市民活動ボランティア団体に配布したらよいのでは？なんぼでも協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後ともご協力よろしくお願ひします。

【意見提出様式による意見】

	意 見	回 答
10	<ul style="list-style-type: none"> 「寝屋川流域の現状について」等の図を各自治体の市報に発表してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 寝屋川流域協議会において各市と調整してまいります。
11	<ul style="list-style-type: none"> 住民が行う治水対策も説明すればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明資料に記載しておりますので、今後、HP等で広報に努めてまいります。
12	<ul style="list-style-type: none"> H24 ゲリラ豪雨と H25 台風時の違いは？どちらがきくのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に発生した短時間集中豪雨は、北河内地域の広範囲で1時間に100ミリを超える降雨を観測しましたが、その際の河川水位をみるとポンプ運転調整水位には到達しておりませんでした。短時間集中豪雨は、降雨の継続時間が短いこと、また、河川へ排水する下水道ポンプ場の排水能力を超える降雨

		<p>であることから、内水浸水が発生しますが、河川水位へ与える影響は比較的少ないものと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、平成 25 年 9 月の台風 18 号では、幸い寝屋川流域では大きな被害はありませんでしたが、大和川では危険水位に到達しています。台風による高潮により、河川水位が上昇するとともに、豪雨が重なった場合、河川は危険な状況になります。
13	<ul style="list-style-type: none"> 下流を守るために上流が浸水するという意見は住民の中で強く思われていますので、準備が必要と感じました。 	<ul style="list-style-type: none"> 降雨の状況は千差万別で、雨の降り方次第では、流域内河川のどの地点でも河川堤防が決壊する可能性があります。その点について、住民の皆様には十分説明してまいります。
14	<ul style="list-style-type: none"> 資料、情報の公開（CD 等の配布） 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の資料については、HP 等で公開してまいります。
15	<ul style="list-style-type: none"> 小学校単位ごとに説明会をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、ポンプ運転調整に関する住民説明会が必要となる流域市において実施する予定であり、説明会の単位については流域市と調整してまいります。
16	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な資料を HP で公表して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の資料については、HP 等で公開してまいります。
17	<ul style="list-style-type: none"> 今日のプロジェクターで説明したデータを HP に up して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の資料については、HP 等で公開してまいります。
18	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ調整ルールで新たな被害が出る地域への広報と補償をよろしくをお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、ポンプ運転調整に関する住民説明会を実施する予定です。 河川が破堤した場合、現況河川の流下能力を超える雨が降ったということであり、いわゆる天災と考えられ、補償の対象とはなりません。ポンプ運転調整ルールは、そういった天災による被害を最小限にする措置であることから、補償の対象とはしておりません。

平成 25 年 12 月 11 日（水）19:00～ 大阪府公館

【意見提出様式による意見】

	意 見	回 答
19	・区役所で説明会してください。	・今後、ポンプ運転調整に関する住民説明会が必要となる流域市において実施する予定であり、説明会の単位については流域市と調整してまいります。

平成 25 年 12 月 12 日（木）19:00～ 中河内府民センター4 階大会議室

【意見提出様式による意見】

	意 見	回 答
20	・ポンプ運転することにより浸水がひどくなる地域はないのか。	・ポンプ運転調整は、豪雨時に河川水位が上昇し、破堤の危険がある水位に到達したときに、下水道ポンプ場から河川への排水量を調整（制限）することで河川の破堤による甚大な被害を回避するために実施するものです。 ・ひと度、河川が破堤すると人命が奪われたり、家屋が流されたりするなどの極めて甚大な被害も予測されます。また、堤防の復旧にも長時間を要するため、その後の降雨（小規模なものであっても）により浸水被害が発生する可能性があり、ポンプ運転調整は浸水による被害を最小限とするために必要な措置です。 ・ただし、降雨の状況によっては、ポンプ運転調整を行うことにより、浸水の範囲や浸水深が大きくなることがあります。